

(定年引上げ関連) 昇給制度の見直しについて

1. 55歳昇給停止制度

(1) 概要

現行の55歳昇給抑制制度から、55歳昇給停止制度へと見直す。

なお、従来定年が63歳の職員は、上記の年齢(55歳)を「58歳」とし、従来定年が65歳の職員は、「60歳」とする。

(2) 昇給区分表

昇給区分		昇給号給数			
		現行		見直し後	
		55歳未満	55歳以上	55歳未満	55歳以上
S	極めて良好	8	4	8	4
A	特に良好	6	3	6	3
B	良好(標準)	4	2	4	<u>0</u>
C	やや良好でない	2	1	2	<u>0</u>
D	良好でない	0	0	0	<u>0</u>

(3) 実施時期

令和6年7月1日査定昇給より実施

2. 課長級以上に対する人事評価結果を反映した査定昇給制度の見直し(考え方)

課長級以上の職員を対象に、人事評価結果をさらに反映した査定昇給制度へ見直し、頑張っている職員がより一層報われる昇給制度を目指す。

・実施時期

令和6年7月1日査定昇給へ反映(令和5年度実施の人事評価結果を活用)